

よりよい旅路のための “お客様と私どものお約束” ～宿泊約款～

(適用範囲)

第1条 当施設がお泊りのお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等(法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。)又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当施設が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをされる場合は、次の事項を当施設にお申し出いただきます。

(1)お泊りのお客様氏名

(2)加入者番号又は年金証書番号

(3)宿泊日及び到着予定時刻

(4)人数、性別、大人・子供の別

(5)連絡先(電話番号等)

(6)その他施設が必要と認める事項

2. 宿泊のお申し込みは、ご利用される日の1年前からお受けします。ただし、12月31日の宿泊のお申し込みは1月1日からお受けします。

3. お申し込みの時間は、午前8時から午後8時までとします。(休館日を除きます)

4. お泊りのお客様が、宿泊中に第1項第3号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当施設はその申し出がなされた時点で、新たな宿泊の申し込みがあつたものとして取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

2. 当施設の1回の宿泊期間は、原則として3泊以内とします。ただし、他のお客様のご利用を妨げない範囲内で延長することができます。なお、前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じるものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当施設は、お泊りのお客様に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めるすることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1)宿泊のお申し込みがこの約款によらないとき

(2)満室(員)により客室の余裕がないとき

(3)宿泊しようとするお客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき

(4)宿泊しようとするお客様が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5)宿泊しようとするお客様が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6)宿泊しようとするお客様が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。

(7)宿泊に関し暴力的要要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとするお客様が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。

(8)宿泊しようとするお客様が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(9)天災、施設の故障、その他やむを得ない事情により宿泊していただくことができないとき

(10)各都道府県条例の規定する場合に該当するとき

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとするお客様は、当施設に対し、当施設が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めるすることができます。

(お客様の契約解除権)

第6条 宿泊しようとするお客様は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、お泊りのお客様がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設がお客様に告知したときに限ります。

3. 当施設は、お泊りのお客様がご連絡なしで宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着されないとときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。ただし、本項は、当施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

(1)宿泊しようとするお客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2)宿泊しようとするお客様が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3)宿泊しようとするお客様が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4)宿泊しようとするお客様が特定感染症の患者等であるとき。

(5)宿泊に関し暴力的要要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとするお客様が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)。

(6)宿泊しようとするお客様が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

(7)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊していただくことができないとき。

(8)各都道府県条例の規定する場合に該当するとき

(9)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

よりよい旅路のための
“お客様と私どものお約束”
～宿泊約款～

(宿泊契約解除の説明)

第7条の2 宿泊しようとするお客様は、当施設に対し、当施設が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めるすることができます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊しようとするお客様は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて次の(2)から(4)を登録していただきます。なお、加入者料金が適用されるお客様については、次の(1)に掲げるもののうちいざれかを提示していただきます。

(1)資格確認書、資格情報のお知らせ、加入者資格証、福祉施設等利用証、年金者福祉施設等利用証又は年金等給付加入者記録票、私学メンバーズカード

(2)お泊りのお客様の氏名、住所及び勤務先

(3)日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号

(4)その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊しようとするお客様が、第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを示すことを求めています。

(客室の使用時間)

第9条 お泊りのお客様が当施設の客室をご使用いただける時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊なさる場合は、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には、超過1時間につき、お客様1名様あたり1,000円の追加料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊しようとするお客様は、当施設においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当施設の主な施設の営業時間は次のとおりとなっております。その他の施設の営業時間は備え付けのパンフレット、各所の掲示等でご案内しております。

(1)フロント等サービス時間

フロント： 午前 5：00～ 午前 2：00
門限： 午前 2：00

(2)飲食等(施設)サービス時間

朝 食： 午前 7：00～ 9：00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、その都度掲示等でお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 基本宿泊料金は、当施設が定めた一泊素泊りの料金とします。

2. 前項の宿泊料金のお支払いは、通貨又は当施設が認めた通貨に代わり得る方法により、お泊りのお客様の出発の際又は当施設が請求した時に、フロントにおいてお支払いいただきます。ただし、加入者料金を適用させていただくお客様以外の方がご宿泊される場合は、デボジット(一時預り金)を頂く場合があります。

3. 当施設が、お泊りのお客様に客室を提供したのちに、お客様が任意に宿泊されなかつた場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお泊りのお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、宿泊しようとするお客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊しようとするお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 お泊りのお客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、お客様がそれを行わなかったときは、当施設は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. お泊りのお客様が、当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかつたものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。ただし、お客様からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

(お客様の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 お泊りのお客様の手荷物が宿泊に先立つて当施設に到着した場合は、その到着前に当施設があらかじめ承知している物品に限つて責任をもつて保管し、お客様がチェックインする際にお渡します。

2. お泊りのお客様がチェックアウトされたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられているとき、その所有者が判明した場合は、当施設は当該所有者に連絡し、その指示を求めます。ただし、所有者からの指示がない場合又は所有者が判明しない場合は、発見日を含め7日間当施設に保管しますが、その後は最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合におけるお泊りのお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条 お泊りのお客様が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(お客様の責任)

第18条 お泊りのお客様の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

○別表 違約金(第6条第2項関係)

契約 申込人数	契約解除の通知 を受けた日	不泊					
		当 日	前 日	2~3 日 前	4~7 日 前	8~14 日 前	
14名まで	%	100	100	50	20	10	0
15~49名まで		100	100	80	30	30	20
50名以上		100	100	80	50	50	20

(注) 表中の%は、基本宿泊料金(一泊素泊りの料金)に対する1名当たりの違約金の割合です。